

## 61—11 P

**特許出願の拒絶査定不服審判において、  
当該特許出願に係る発明が、  
異なる出願人により同日に出願され既に登録されている  
特許に係る発明と同一であるときの  
特許権者への通知**

1. 審査基準「特許法第39条」において、特許出願に係る発明が、異なる出願人により同日に出願され既に登録されている特許に係る発明と同一であるとき、以下の取扱いとすることとしている（→審査基準「特許法第39条」の2.7.1(2)）。

「一の出願が特許又は実用新案登録されている場合には、特許出願人と特許権者又は実用新案権者が異なる場合に限り、特許出願人に特許法第39条第2項又は第4項の規定に基づく拒絶理由を通知する際に、特許権者又は実用新案権者にその事実を通知する。」

2. これを受けて、拒絶査定不服審判において同じ事案が生じたとき、同様の取扱いをする。

(1) 審判官事務手続

通知書の文面は3頁を参照のこと。

特許出願の番号、登録された特許の番号等を記入する。

ア 全ての特許権者又は実用新案権者にそれぞれ通知する。

イ 特許権者が在外者でないときには、特許権者の氏名を記入する。

特許権者の氏名は、端末によるオンライン照会で登録マスタにより照会する。

ウ 特許権者が在外者であるときには、以下のように記入する。

登録マスタにより照会した結果、特許管理人が選任登録されているときには、特許管理人の氏名を記入する。選任登録されていないときには、設定登録時の特許出願代理人の氏名を出願マスタにより照会し、記入する。

(改訂H27.2)

## 通 知 書

平成○年○月○日  
特許庁審判長

特許権者 ○○○○株式会社 様  
代理人 ○○ ○○(外○名) 様

あなたが特許権者(又は特許管理人)である特許第○○○○○号(特願2  
○○○-○○○○○○○号)の特許に関し、下記の点につきお知らせします。

## 記

下記出願の請求項○○に係る発明は、同日に出願され既に登録された、上  
記特許の請求項○○に係る発明と同一であるとして、下記出願に特許法第39  
条第2項若しくは第4項の規定に基づく拒絶理由を通知しました。

不服 2 0 ○ ○ - ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 号  
特願 2 0 ○ ○ - ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 号  
(特開 2 0 ○ ○ - ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 号公報参照 )

審判請求人

住所(居所)○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名(名称)○○○○○

代理人

住所(居所)○○○○○○○○○○○○○○○○○○)

氏名(名称)○○○○○

上記特許権に共有者、専用実施権者、通常実施権者がある場合には、この  
通知の内容を共有者、専用実施権者、通常実施権者にもお知らせください。